

物品供給契約書（案）

1 件名 消防団員用活動服購入（上衣・ズボン・ベルト）

2 納入場所 南房総市役所消防防災課

3 納入期限 令和6年7月12日まで

4 契約代金額 金 _____ 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 _____ 円）

5 契約保証金 免除

上記の物品について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって物品供給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本契約が書面による場合は本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有し、本契約が電子契約による場合は本書を電磁的記録により作成し、当事者が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

発注者 千葉県南房総市富浦町青木28番地

南房総市

南房総市長 石井 裕

受注者

物品供給契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面及びこれらの図書に対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする物品の供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の物品を納入期限内に納入し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
 - 3 納入を完了するための一切の手段については、この約款及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
 - 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、南房総市財務規則（平成18年南房総市規則第44号）第146条第4項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、受注者に契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、発注者がこれを免除する場合を除き、請負代金額の10分の1以上であって、頭書第5項に記載した金額とする。
- 3 受注者が第1項第3号に掲げる保証を付する場合は、当該保証は第30条第4項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 受注者は、第1項第3号に規定する履行保証保険契約を締結した場合は、その履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 6 契約代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の発明等)

第5条 受注者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、発注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して、定めるものとする。

(材料の品質)

第6条 受注者は、仕様書等に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

(契約代金を含むもの)

第7条 契約代金は、梱包、運送及び据付けに要する費用を含むものとする。

(仕様書等の疑義)

第8条 受注者は、仕様書等に疑義がある場合には、遅滞なく、発注者に通知し、その指示を受けなければならない。

2 発注者は、前項の規定により指示を求められたときは、直ちに仕様書等の疑義を調査しなければならない。

3 発注者は、前項の調査の結果必要があると認めるときは、第11条の規定により仕様書等を変更し、契約書の内容を変更することができる。

(納入期限の延長)

第9条 受注者は、天災地変その他の正当な理由により納入期限までに納入を完了できないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長を申請することができる。

2 発注者は、前項の申請があったときは、その事実を審査し、正当な理由があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して納入期限の延長日数を定めるものとする。この場合、第11条の規定により契約書の内容を変更するものとする。

(契約の履行に係る受注者の提案)

第10条 受注者は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替物品、代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、次条の規定により、契約の内容を変更しなければならない。

(契約の変更)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更の内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約代金額、納入期限その他の契約書の内容を変更することができる。

2 発注者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、納入期限、納入場所その他契約書の内容の変更を受注者に通知して、契約書を変更することができる。

3 前2項の規定による契約書の内容の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内（契約代金の変更に係る協議にあつては、当該協議の開始の日から21日以内）に当該協議が成立しない場合には、発注者は、契約書に定める内容を変更し、受注者に通知するものとする。

4 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から7日以内に発注者が当該協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、当該協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(1) 第1項の規定による契約書の内容の変更 同項の規定により仕様書等の変更の通知を受けた日

(2) 第2項の規定による契約書の内容の変更 同項の規定により契約書の内容の変更の通知を受けた日

(物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第12条 特別な要因により納入期限までに主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、契約代金額の変更を請求することができる。

2 予期することのできない特別の事情により、納入期限までに日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を請求することができる。

3 前2項の規定による請求があつた場合において、当該契約代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、契約代金額を変更し、受注者に通知するものとする。

4 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。ただし、発注者が第1項又は第2項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、当該協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(中間検査)

第13条 受注者は、物品の品質等に関し、発注者が必要と認めるときは、引渡しの前に発注者の検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項の検査（以下「中間検査」という。）を実施する場合において、必要があると認めるときは、物品を分解し、破壊し、又は試験することができる。

3 受注者は、中間検査に立ち会わなければならない。

4 受注者は、正当な理由がなく中間検査に立ち会わなかった場合は、当該検査の結果について異議を申し出ることができない。

5 中間検査の実施の期日及び場所は、発注者と受注者とが協議して定める。

6 受注者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

7 中間検査に直接必要な費用（物品の破壊等による損失を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、この限りでない。

(納入)

第 14 条 受注者は、物品を納入しようとするときは、仕様書等に記載の場所に納品書を持参し、物品を一括して発注者に引き渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者が必要があると認めるとき、又はやむを得ない理由があると認めるときは、物品を分割して発注者に引き渡すことができる。

3 受注者は、いったん発注者に引き渡した物品を、その承諾を得ないで持ち出すことができない。

(受領検査)

第 15 条 発注者は、前条の規定により物品の引渡しを受けたときは、その日から起算して 10 日以内に仕様書等の定めるところにより、検査するものとし、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

2 受注者は、発注者から要求のあった場合には、前項の規定による検査（以下「受領検査」という。）の結果、不合格となった物品を遅滞なく納入場所から引き取らなければならない。

3 発注者は、前項の要求にかかわらず、受注者が物品を引き取らない場合は、当該物品の保管の責めを負わず、及び受注者の費用をもって、当該物品を返送し、若しくは供託し、又は当該物品を売却してその代価を保管し、若しくは供託することができる。

4 受領検査については、第 13 条第 2 項から第 5 項まで及び第 7 項の規定を準用する。

(再検査)

第 16 条 受注者は、受領検査の結果、物品が不合格となった場合は、発注者の指示するところに従い、当該物品について数量の追加、異状品の修補又は代品による補充を行い、発注者の再検査を受けなければならない。

2 前項の検査については、前条の規定を準用する。

(所有権の移転)

第 17 条 物品の所有権は、発注者が受領検査の結果、当該物品を合格と認めたときをもって発注者に移転するものとする。

(所有権移転前の物品に対する損害の負担)

第 18 条 所有権移転前に生じた一切の損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものは、この限りでない。

(契約代金の支払い)

第 19 条 契約代金は、物品の全部について、受領検査に合格した後、受注者の請求によって支払うものとする。

2 契約代金の支払期限は、適法な支払請求書を受理した日から起算して 30 日とする。

3 前 2 項の規定は、発注者が物品の分割納入を認め、当該分割分の契約代金相当額を支払うこととされている場合に準用する。

4 発注者がその責めに帰すべき事由により第 15 条第 1 項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、第 2 項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第 19 条の 2 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続きを行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(契約不適合責任)

第 20 条 発注者は、納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 前 2 項の規定による契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 1 項の規定による履行の追完又は第 2 項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第 21 条 発注者は、物品の納入が完了しない間は、次条又は第 23 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(発注者の催告による解除権)

第 22 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

(2) 納入期限（第 14 条第 2 項に基づき分割して納入を認めた物品においては当該分割納入物品に係る納入期限）までに納入することができないとき又は納入期限経過後相当の期間内に物品を納入しないとき。

(3) 引き渡された物品に契約不適合がある場合において、これによって、契約の目的が達成できないとき。

(4) 正当な理由なく、第 20 条第 1 項に規定する履行の追完又は同条第 2 項に規定する代金の減額がされないとき。

(5) 契約の履行につき不正な行為があったとき。

(6) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、発注者の職員の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。

(7) 前各号のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) 物品を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部が履行不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第25条又は第26条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者が第31条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の供給契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条 第22条各号又は前条各号（ただし、第1号、第7号、第8号、第9号又は第12号を除く。）に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、この契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第25条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第26条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 11 条の契約の内容の変更により、契約代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって物品の納入が不可能になったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 27 条 第 25 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、この契約を解除することができない。

(合意解除)

第 28 条 発注者は、必要があると認めるときは、第 21 条から前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、この契約を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第 29 条 発注者は、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条、第 26 条又は前条の規定によりこの契約が解除された場合においては、第 14 条の規定に基づき引渡しを受けた物品がある場合は、受領検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を、第 19 条の規定により支払うものとする。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(発注者の損害賠償請求等)

第 30 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により納入期限内に物品を納入できないとき。
 - (2) 第 22 条各号又は第 23 条各号に定める事由があるとき。
 - (3) 前 2 号に定める場合のほか、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき。ただし、受注者の責めに帰すべき事由がないことを、受注者が証明した場合はその限りではない。
- 2 前項第 1 号の損害金の額は、納入期限までに納入することができない物品の契約代金相当額に遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下、「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が 100 円未満であるときは全額を、100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。ただし、遅延日数は、発注者の責めに帰すべき事由による日数を控除したものとする。
- 3 次のいずれかに該当する場合においては、受注者は、第 1 項の損害賠償に代えて、契約代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第 22 条又は第 23 条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生債務者等
- 5 第 1 項各号又は第 3 項各号に定める場合（第 4 項の規定により同項各号が第 3 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 3 項の規定は適用しない。

(談合等不正行為に対する措置)

第 31 条 受注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の 10 分の 2 に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 受注者又は受注者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 2 条第 2 項の事業者団体(以下「受注者等」という。)が、この契約について独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反したとして、受注者等に対する独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、受注者等が、この契約について独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)において、当該期間にこの契約の入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による物品の納入が完了した後においても同様とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第 32 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 21 条、第 25 条又は第 26 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第 19 条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が 100 円未満であるときは全額を、100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間)

第 33 条 受注者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物品を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った時から 1 年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

(履行妨害又は不当要求に対する措置)

第 34 条 受注者は、この契約の履行に当たり、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定するものをいう。以下同じ。）から履行妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（遵守義務違反）

第 35 条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、南房総市工事等請負契約等に係る指名停止等の措置要領（平成 18 年南房総市告示第 101 号）の定めるところにより、指名停止の措置を行うものとする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第 36 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（個人情報の保護）

第 37 条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（特記事項）

第 38 条 本契約が契約期間の始期までに締結されない場合において発注者、受注者双方の協議により、当該始期から契約締結時までに行われた行為は、本契約に基づくものとして取り扱うものとする。

（補則）

第 39 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、契約による事務の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 受注者は契約による事務の処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は契約による事務の全部又は一部について第三者に再委託をしてはならない。ただし、受注者は、委託先及び委託の範囲を発注者に対して報告し、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。

この場合において、受注者は、契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。このため、受注者は、受注者と再委託先との間で締結する契約書においてその旨を明記すること。

(収集の制限)

第5 受注者は、契約による事務の処理のために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、収集し、偽りその他不正の手段により個人情報を収集してはならない。

(従事者の監督)

第6 受注者は契約による事務に従事する者（資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」と総称する。）に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

また、受注者は、契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の運搬)

第8 受注者は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示をおこなわなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第9 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、契約による事務の処理のために取り扱う個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(実地調査等)

第10 発注者は、契約による安全確保の措置の実施状況を調査するために必要があると認めるときは、実地に調査し、受注者に対して必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(資料の返還)

第11 受注者は、契約による事務の処理のために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、契約による事務処理の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとし、発注者の承諾を得て行った複写又は複製物について、廃棄又は消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 受注者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第13 受注者は、その責めに帰すべき事由により、契約による事務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により発注者又は第三者に損害を与えたときも同様とする。